

名古屋市市政資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第79号

名古屋市市政資料館条例の一部を改正する条例

名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

使 用 料 の 額			
全 日	午 前	午 後	午前午後
午前 0 時 から 午後 12 時 まで	午前 9時30分から 午後 0時30分まで	午後 1時30分から 午後 5時 まで	午前 9時30分から 午後 5時 まで
	1,000円	1,100円	1,900円
	1,000円	1,100円	1,900円
	2,500円	2,900円	5,000円
	1,000円	1,100円	1,900円
	1,000円	1,100円	1,900円

を

1,900円			
1,000円			
1,100円			
1,000円			
1,900円			

」

「

使 用 料 の 額		
全 日	午 前	午 後
午前 0時から 午後 12時まで	午前 9時30分から 午後 0時30分まで	午後 1時30分から 午後 5時まで
	1,100円	1,300円
	1,200円	1,500円
	2,200円	2,500円
	1,100円	1,200円
	1,200円	1,400円
2,800円		
1,500円		
1,600円		
1,500円		
2,800円		

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。